

【村職員不祥事（公有物窃取）について】

「今回の臨時号では、これまでの対応経過および今後の方向性をお知らせするものです」

本件は、3月定例会議開会日に村長より公表された。また、職員による調査委員会を設置し併せて被害金額などの全容解明に向け警察が調査に着手したことが報告された。マスコミ報道もなされ村民に衝撃を与え、村政の信頼に深刻な影響を与える事態となった。

一定の調査を経て報告された中間報告では、その内容と現時点での被害額推定約1,980万円の金額規模に、さらに事件の深刻さが明らかになった。また関係職員の処分も公表され、特別職の減給処分案については6月定例会議にて可決された。

【議会の対応】

議会は一貫して、警察の調査を含む事実関係の正確な把握を重要視し対応してきた。5月の全員協議会で経過報告を求めたのち、議会としての調査段階の時期と判断し、6月定例会議にて調査特別委員会を設置した。また、提示された特別職処分案に対し議会の意向を伝え、併せて政治責任の継続履行を求める「決議」を可決した。

【調査特別委員会設置】

※決議文書



名称：東成瀬村職員による公有物窃取事件調査特別委員会
調査事項：村職員の不祥事（公有物窃取）に関わる原因究明及び再発防止策等に関する総合的調査

今後、調査特別委員会を通じて原因究明と再発防止への提言を行い、信頼回復へ向けた取り組みを進めていきます。調査の経過や結果については改めてご報告いたします。

【政治責任の継続的履行を求める決議】

※決議文書



決議：村職員による不祥事（公有物窃取）に関わる政治責任の継続的履行を求める決議

※不祥事に関する対応と経過などは裏面にて



【不祥事に関する対応と経過】

行政) 2月27日 議会へ不祥事発生概要説明・警察へ対応相談行う

- ・職員による調査委員会を2月25日に設置済を説明
- ・2月27日に対応相談以降は警察と連携し協議・調査を継続実施（6月20日現在も進行中）

行政) 3月4日 不祥事公表

- ・3月定例会議にて村長が不祥事（公用物窃取）発生と当該職員の処分公表



※処分公表要旨

議会) 3月4日 全員協議会 開催

- ・公表同日に不祥事（公用物窃取）当該職員の処分内容等の報告を受ける
- ・警察の調査が着手済であると報告を受ける

議会) 5月15日 全員協議会 開催

- ・職員による調査委員会より警察捜査対象以外の調査経過報告を受ける
- ・調査中段階での再発防止策等についての報告を受ける

行政) 6月6日 被害想定額、関係者処分案公表の方針

- ・6月定例会議にて村長が被害額推定約2,000万円と関係者の処分案公表の方針を示す



※内容・写真

議会) 6月18日 全員協議会 開催

- ・職員による調査委員会より再発防止に関する中間報告を受ける
現時点での被害額推定約1,980万円（警察が捜査中のため最終額とは異なる）
- ・関係職員の処分内容の報告を受ける（懲戒処分7名、懲戒処分以外4名）
- ・村長が提示した自身の減給処分案（10分の2、3ヶ月）と副村長（10分の1、3ヶ月）を了承できないとの意見が多数
- ・村長（10分の3、3ヶ月）、副村長（10分の2、3ヶ月）が妥当であるとの意見が多数



※内容・写真



※処分公表要旨

議会) 6月19日 全員協議会 開催

- ・新たな減給処分案、村長（10分の3、3ヶ月）、副村長（10分の2、3ヶ月）が提示され了承される

議会) 6月20日 6月定例会議 最終日

- ・村長（10分の3、3ヶ月）、副村長（10分の2、3ヶ月）の減給処分案を全会一致で可決した
- ・議会の「調査特別委員会」を設置した
- ・政治責任の継続的履行を求める「決議」を可決した

【特別職の処分内容】

- ・村長減給処分 （10分の3を3ヶ月 減給）
- ・副村長減給処分 （10分の2を3ヶ月 減給）